

産業教育手当に関する調査

全国高等学校農場協会振興局

1. 調査目的

「農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律」は、産業教育の特殊性にかんがみ、産業教育振興法の趣旨に基づき、公立の高等学校において農業等に係る産業教育に従事する教員及び実習助手に対して、支給する産業教育手当に関し必要な事項を規定している。

しかし、産業教育手当は、全国一律で支給されておらず、各都道府県によりかなりの差がある。本調査を通し、各都道府県の実情を共有するとともに、待遇改善に向けた資料とすることを調査の目的としている。

2. 調査対象

全国理事

Microsoft Forms を活用し全47都道府県より回答

3. 調査結果

本調査は2年ぶりの実施で全日制のみ回答を求めた。定時制は設置都道府県が少なく今回は調査対象としていない。割合支給の場合、教諭等や実習助手等（職務の級）で違いはなく同じ割合で支給されていた。定額支給の場合、教諭等や実習助手等（職務の級や号給・号俸の違い）で同額の都道府県もあるが、多くの都道府県で職務の級による違いが見られた。また、2都道府県ではあるが、前回調査時より支給割合が8%から6%へ減少した事例や、支給額が実習助手等で17,000円から12,000円へ減額された事例が見られた。

以下定額支給で複数の支給額がある場合、平均支給額をその都道府県の金額とした。

(1) 産業教育手当が支給されているか。

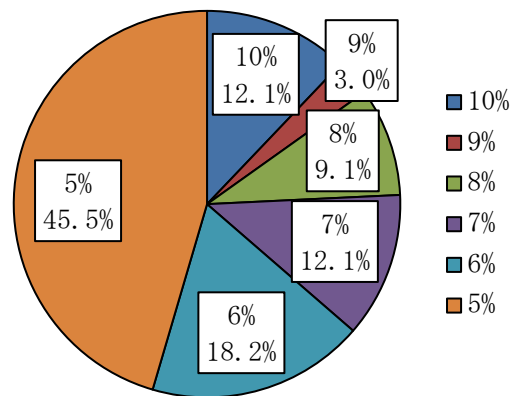
	都道府県
支給されている	46
支給されていない	1（鳥取県）

(2) 支給額は、月額給与額に対する割合（%）または、定額（円）か。

	都道府県
割合（%）	33
定額（円）	13

(3) 月額給与額に対する割合支給（%）

	都道府県	割合
10%	4	12.1%
9%	1	3.0%
8%	3	9.1%
7%	4	12.1%
6%	6	18.2%
5%	15	45.5%



(4-1) 定額支給（円） 教諭等

	都道府県	割合
32,000円	2	15.4%
31,000円	1	7.7%
30,000円	1	7.7%
24,000円	1	7.7%

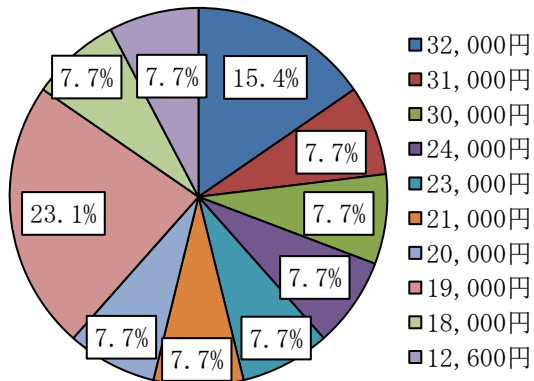
(4-2) 定額支給（円） 実習助手等

	都道府県	割合
26,000円	1	7.7%
24,000円	1	7.7%
22,000円	1	7.7%
21,500円	1	7.7%

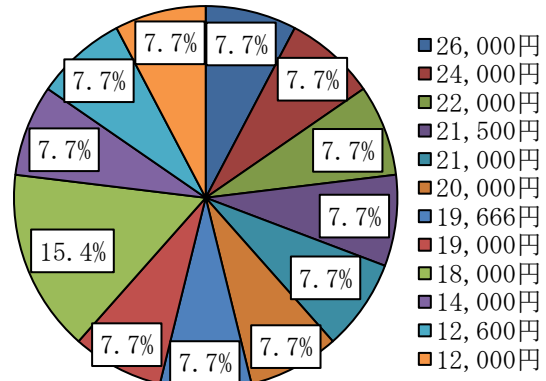
	都道府県	割合
23,000円	1	7.7%
21,000円	1	7.7%
20,000円	1	7.7%
19,000円	3	23.1%
18,000円	1	7.7%
12,600円	1	7.7%

	都道府県	割合
21,000円	1	7.7%
20,000円	1	7.7%
19,666円	1	7.7%
19,000円	1	7.7%
18,000円	2	15.4%
14,000円	1	7.7%
12,600円	1	7.7%
12,000円	1	7.7%

※その他の職は、4. 都道府県別調査データを参照。



グラフ2 定額支給（円）教諭等



グラフ3 定額支給（円）実習助手等

4. 都道府県別調査データ

都道府県	月額給与額に対する割合 (%)			定額支給額 (円)		
	教諭等	実習助手等	その他の職	教諭等	実習助手等	その他の職
北海道	8%	8%	8%			
青森県				12,600円	12,600円	12,600円
岩手県	8%	8%	8%			
宮城県	6%	6%	6%			
秋田県	5%	5%	5%			
山形県	10%	10%	10%			
福島県				23,000円	18,000円	
東京都	8%	8%	8%			
神奈川県				156号給～38,000円 97～155号給34,000円 53～96号給29,000円 ～52号給23,000円	117号給～21,000円 59～116号給20,000円 ～58号給18,000円	3級97号給～38,000円 3級～96号給34,000円 再任用 3級34,000円 2級23,000円 1級18,000円
埼玉県				30,000円	24,000円	15,000円
千葉県				32,000円	26,000円	再任用教諭 23,000円 再任用実習助手 19,000円

都道府県	月額給与額に対する割合 (%)			定額支給額 (円)		
	教諭等	実習助手等	その他の職	教諭等	実習助手等	その他の職
茨城県	5%	5%	5%			
栃木県				32,000円	22,000円	
群馬県	9%	9%	9%			
山梨県	10%	10%	10%			
静岡県	5%	5%	5%			
新潟県	5%	5%				
富山県	6%	6%	6%			
石川県	7%	7%	7%			
福井県				19,000円	14,000円	
長野県				20,000円	20,000円	20,000円
愛知県	7%	7%	7%			
岐阜県	5%	5%	5%			
三重県	10%	10%	10%			
滋賀県	6%	6%	6%			
京都府	6%	6%	6%			
大阪府				21,000円	21,000円	21,000円
兵庫県	10%	10%	10%			
奈良県	5%	5%	5%			
和歌山県	5%	5%	5%			
鳥取県	—	—	—	—	—	—
島根県				※300円/1h	※300円/1h	
岡山県				19,000円	19,000円	19,000円
広島県	6%	6%				
山口県	5%	5%	5%			
徳島県	5%	5%	5%			
香川県	7%	7%	7%			
愛媛県	7%	7%	7%			
高知県				19,000円	12,000円	
福岡県	5%	5%	5%			
佐賀県	5%	5%	5%			
長崎県	5%	5%	5%			
熊本県	5%	5%	5%			
大分県	5%	5%	5%			
宮崎県	5%	5%	5%			
鹿児島県				24,000円	2級 24,000円 1級 19,000円	
沖縄県	6%	6%	6%			

※島根県は、1時間（50分）×300円の実施授業時間分。

週15時間の持ち時数の場合、15時間×300円＝4,500円/週。月であれば、4,500円×4週＝18,000円程度。行事等で授業が実施されない場合、手当は支給されない。

農業と情報や農業経営など、座学のみでの授業は手当支給の対象にならない。

5. その他、産業教育手当に関する意見、要望等

- ・減額や支給停止があれば、勤務実態に応じた手当があると良いのですが、別のところでかなりの労力を割くことになりそうです。だから無くさないでください。
- ・現状を維持して欲しい。
- ・都道府県により支給の違いがあるが、以前のように全国统一で10%の支給を望む。
- ・教育調整額の見直しがあった場合にも、継続的に手当てしていただきたい。
- ・この手当により、農業教育や農場の休日等の管理が成り立っていると思います。
- ・そのうち無くなるのではないかと心配している。
- ・産業教育手当は以前の給料月額の100分の10から100分の5に引き下げられた。しかし、植物、動物、農場の管理は依然として変わらず必要なので、現実と手当のバランスが合っていない。
- ・再任用の職員に産振手当はついていますが、非常勤にはついていません。
- ・ある校長（普通科）先生は、産業教育手当は、農業教員の担い手、人材を確保するための手当てであるとおっしゃっていたのですが、そうなのでしょうか？再度、産業教育手当ての意義や農業教員の使命を確認していく必要はあると思います。農場協会としての見解を示してください。
- ・以前の給与の10%支給に戻していただきたい。【2県】
- ・毎年このアンケートが苦痛である。本県のみ支給されていないのは大変残念であり、農業教員の士気の低下にも繋がりがねない大問題である。半ばあきらめムードであります。働き方改革が叫ばれて久しいが、実際のところ農業教員はその改革の蚊帳の外である。せめて、産業教育手当の支給があればとは思いますがそれも実現しない。このことが農業教員の志望者が少ない遠因にもなっているのではないかと思います。農場協会での件について討議されているが、その迫力が本県農業教員には伝わっていない。これは全国理事である私一人だけの責任でありましょうか？このままでは本県農場協会会員の増加は期待できず、新たに加入することも躊躇されるおそれなしとは言えない状況である。
- ・全国一律にすべき。
- ・基本給の10%支給されていた時期があるのでその時期に戻ればいいのと思える。
- ・10%の支給を希望する
- ・地方交付税なので、仕方ないと思いますが、産業教育手当を守りつつ（支給されてない自治体は復活できるように）、全国统一の割合（定額）となることを期待したいです。
- ・再任用の先生には手当はつきますが、非常勤の先生にはついていません。
- ・本県では5%をキープしているが、本来の業務から考えれば、工業科の産業教育手当との意味が異なると考える。教員の定数も工業科より少ないこともあり、植物や動物を管理する農業科の教員は多忙であるため改善していただきたい。
- ・再任用には5%の割合でつきますが、非常勤講師にはつきません。
- ・現状の維持は最低限お願いします。



6. 分析・まとめ

月額給与額に対して割合（%）で支給されている都道府県は、33で産業教育手当が支給されている都道府県の70%強になる。最高10%から最低5%と差があり、この中でも最低の5%が割合支給の45.5%と割合支給の半分近くを占めている。

定額支給（円）されている都道府県は、13で産業教育手当が支給されている都道府県の30%弱になる。支給額は教諭等で最高32,000円から最低12,600円で約20,000円の差、実習助手等も同様で最高26,000円から12,000円と都道府県により倍以上の差がある。また、神奈川県や福井県、鹿児島県で数段階に分かれており、職務の級や号給・号俸により金額の差がある。神奈川県や福井県、鹿児島県にみられる職務の級や号給・号俸による支給額の差は、割合支給と似た性質ものと考えられるが、一律での定額支給の場合、経験年数とともに実質的な支給割合は下がっていく。さらに、その他の職や再任用、非常勤講師等の支給に関する報告もあり、充実した調査データとなった。

今回の調査は、Microsoft Forms を活用しQRコードから回答を得た。5. その他、産業教育手当に関する意見、要望等の項目では、インサイトの機能により記載のあったキーワードをAIが解析したところ、「支給」が中央に太く濃く大きな文字で表現された。また「以前」「戻」「維持」「必要」等の文字もあり、産業教育手当に関する農業教職員の思いが強く反映される解析結果となった。

産業教育手当は、「産業教育手当の支給に関する法律」（7. 資料を参照）により定められているが、その運用は各都道府県により扱いが様々であり、鳥取県においては支給されていない。同じ学習指導要領に基づき教育活動を行っている全国の農業教職員間でも、都道府県によりかなりの差が生じていることが今回の調査で再度確認された。

本調査が、農業教育にかかわる全教職員の待遇改善に向けた資料になるよう願うとともに、関係機関へ適正な支給を強く要望したい。

7. 資料（「農場協会あらまし」より抜粋）

要請活動の成果 全高農は設立当初より要請活動を続けている

（2）産業教育手当の支給獲得

昭和31年（1956）給与法による待遇改善策として調整額10%支給を要請

昭和32年（1957）議員立法で「産業教育手当法案」が提出され、「産業教育手当法」が公布

【公布内容】①7%支給、②支給は教諭（沖縄県を除く）、③定通手当との併給制限
〔この決定を不服とし10%支給・支給制限解除に向け要請活動を継続〕

昭和33年（1958）経験年数6年以上の実習助手への支給が決定

昭和35年（1960）定時制通信制手当との併給制限解除が決定

（同年）実習助手の経験年数6年を3年に短縮が決定

昭和42年（1967）実習助手の経験年数3年の撤廃。沖縄県の農業教員への手当支給が決定

昭和45年（1970）農業・水産教員のみ3%増額が決定し、全日制10%、定時制6%となる

平成15年（2003）「国立大学法人法」の施行により、産業教育手当が法人に移譲

地方自治法204条に規定され、地方自治体が独自に給することとなった

【現 状】現在も「産業教育手当」について国会要請を継続

①継続的な支給の確保、②10%支給を国から都道府県へ指導要請